

水道使用開始・氏名変更届

三次市長 様

		水 栓 番 号	— — —	
		量 水 器 番 号		
年 月 日	開 始	量 水 器 区 分		
	変 更	旧使用者氏名		
水道を使用する場所 (建物名・部屋番号まで記入)	三次市			
緊 急 連 絡 先 (勤 務 先 な ど)	住 所			
	名 称		電 話	
<p>新使用者・変更者</p> <p>住 所 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>電 話 _____</p> <p>料金請求先(納入通知書等の送付先が上記と異なる場合に記入してください)</p> <p>住 所 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>電 話 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター (付属品も含む) は完全な状態で保管し、いつでも検針できる状態にします。 ・ 水道料金を滞納した場合は、給水を停止されても異議申しません。 <p style="text-align: right;">年 月 日 上記のとおり届けます。</p>				
備考				

- ※ 水道を新しく使用されるとき、または使用者氏名が変わるときはこの届出が必要です。
- ※ 転居、転出、長期不在等で水道を使用されない時は水道局までご連絡下さい。
- ※ 三次市水道事業給水条例と三次市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。
- ※ 太枠の中にご記入のうえ、水道局または市役所本庁総合案内・各支所窓口に提出してください。
 - 営業時間 水道局窓口 : 8時30分～17時15分(年末年始を除く)
 - 市役所本庁総合案内、各支所 : 8時30分～17時15分(平日のみ)

三次市水道局 ☎(0824)62-4843
☎ 728-0021 三次市三次町501番地